

## 生活福祉交通「おでかけ号」の本格運行開始

4月1日(月)から生活福祉交通「おでかけ号」の本格運行がスタートします。

これは、平成24年7月から12月までの実証運行をもとに、検証を経て本格的に運行するものです。

運行する曜日、時間帯の一部を変更し、役場を中心に、町内3つの各地域内(東部・中央・西部)を曜日ごとに循環します。

詳しいルート図や時刻表については、新聞折込などによりお知らせしています。



運行する車両は、9人乗りのジャンボタクシー1台で、運賃は無料です。

既存のバス路線を存続させることを前提に、公共交通(広電バス、タクシーなど)の利便性が更に向上することを期待するとともに、主に高齢者などのいわゆる交通弱者の通院、買い物などのための移動手段の確保を目的としています。おでかけ号を積極的にご利用ください。

### 【運行】

▽東部：月曜日の午前(3便)、水曜日(6便)  
▽中央：火曜日(5便)、金曜日(5便)  
▽西部：月曜日の午後(3便)、木曜日(6便)

2 問企画財政課 ☎820・563

## 子育て世代の住宅取得を支援します

子育て世代の定住を支援、促進するため、一定条件を満たす人に対して住宅取得費を助成します。

次の要件すべてに該当する人

- ①平成25年4月1日から平成28年3月31日までに町内で対象住宅を新築または購入し、平成28年3月31日までに居住すること。
- ②申請日に夫婦共に40歳未満の世帯、または申請の日から最初に到来する4月1日において19歳未満の子ども(同居)を扶養していること。
- ③市町村税等の滞納が無いこと。
- ④公的な金融機関での融資を受けていること。
- ⑤5年以上の居住を誓約すること。
- ⑥暴力団員で無いこと。

▽対象住宅：次の要件すべてに該当する住宅

- ①平成25年4月1日以降に所有権保存登記した住宅である住宅
  - ②申請者等の所有権登記がある住宅
  - ③居住面積が70㎡以上ある住宅用建物
- ▽助成金額：住宅の取得費の2%(ただし、上限は20万円)
- また、期間内に町内の建築事業所で建築した場合住宅の取得費の1%(上限10万円)を加算します。

詳しくは 開発指導課までお問い合わせください。

8 問開発指導課 ☎820・563



## 軽度・中等度難聴児 補聴器購入費助成事業

4月から、軽度・中等度難聴児の補聴器の装用による言語やコミュニケーション能力の向上を促進するため、補聴器の購入や更新に必要な費用の一部を助成します。

※所得制限により対象外となる場合があります。購入前に必ず福祉課へご相談ください。

対①町内に住所を有する18歳未満の人②原則として両耳の聴力レベルが30デシベル以上の人③身体障害者手帳交付対象外の人

▽自己負担額：補聴器購入に係る費用の3分の1および補助基準額を超えた額

- 【手続きに必要なもの】
- ①印鑑
  - ②医師の意見書
  - ③意見書に基づき補聴器販売業者が作成した見積書など

問福祉課 ☎820・5605

## 国民年金

国民年金保険料は 月額15,040円

国民年金の保険料は平成25年度から月額15,040円となります。

保険料は、4月の上旬に送られてくる「納付書」により、金融機関(ゆうちょ銀行を含む)またはコンビニエンスストアで各納期限までに納めてください。また、ほとんどの金融機関で口座振替もできます。

※年金事務所でも口座振替

のお申し込み(郵送可)ができます。

問広島南年金事務所 ☎253・7710、住民課 ☎820・5604

### 社会保険・国民健康保険の切替え手続きについて

●会社を退職された人  
今まで社会保険に加入していた人は、ご自身で国民健康保険への切替え手続きを行う必要があります。

- 【手続きに必要なもの】
- ①社会保険資格喪失証明書
  - ②印鑑(認印)

●会社へ就職された人  
国民健康保険に加入している人が就職して社会保険に加入する場合、ご自身で国民健康保険の資格喪失手続きを行う必要があります。

【手続きに必要なもの】

- ①新しく加入した社会保険の保険証
- ②国民健康保険被保険者証
- ③印鑑(認印)

詳しくは住民課までお問い合わせください。  
問住民課 ☎820・5604

！おしえてー！

## 熊野町おとしより相談センターにおまかせください(18)

### 《成年後見制度って何? ③》

任意後見制度は、あらかじめ自分が選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活や療養看護や財産管理について代理権を与える契約(任意後見契約)を、公証人の作成する公正証書によって結んでおくものです。



本人の判断能力が低下した後、任意後見人が契約で決めた事務について家庭裁判所が選任する任意後見監督人のもと、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。

任意後見制度を利用するには、原則、公証役場に出かけて任意後見契約を結ぶ必要があります。

問熊野町おとしより相談センター ☎820-5615 (福祉課)

## 子育て支援センター エンゼル通信



●子育て支援センターの主な予定(いずれも11:30に終了)

実施日	開始時間	行事(講師・敬称略)
12日(金)	9:30	にこにこベビー(1歳~1歳5カ月)
15日(月)	11:00	親子でリトミック(大竹美枝子)
16日(火)	10:30	子育て懇談会(金澤綾子)
19日(金)	9:30	とことこエンゼル(1歳6カ月~2歳5カ月)
26日(金)	9:30	わくわくキッズ(2歳6カ月以上)
5月1日(水)	10:30	子育てなるほど講座「こどもの歯」
5月7日(火)	9:30	ふわふわベビー(11カ月までの乳児、妊婦)

### ●パステルルーム

地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などを行っています。  
※平成25年4月よりパステルルーム開催日に西部地域健康センター内子育て支援センターでも「おひさまルーム」を行います。

実施日	開始時間	場 所
18日(木)	9:30	中央ふれあい館

### ●おひさまルーム(上記以外の日程の9:30~11:30)

親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学び合いながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

●ほっとるーむ(月~金曜日13:00~15:30)

●「うたとおはなしの広場」(第1・3金曜日14:30~15:00)

●チャイルドシート、ジュニアシート、幼児二人同乗用自転車、自転車幼児用座席の貸し出し

町内に居住している人に臨時的、短期的な貸し出しを行っています。1カ月前から予約ができます。手続きには印鑑が必要です。詳しくは下記までお問い合わせください。

●「パパとおひさま」(毎月第2土曜日9:30~11:30)

お父さんととっておきの楽しい時間を過ごしましょう。町内在住や里帰り中の親子さん遊びに来て下さい。もちろんご家族でも大歓迎。室内でも公園でも遊べます。※いずれの事業も変更する場合があります。

子育て支援センターの予定表または電話でご確認ください。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター(西部地域健康センター内) ☎820-5502 ☎820-5503  
開設日時(※年末年始、祝日除):月~金曜日9:30~17:00  
(子育て相談(要予約)月~金曜日 13:00~17:00)